

## 反論書

令和元（2019）年 11 月 18 日

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀章

貴職から、令和元年 11 月 15 日付けで回答書をいただきましたが、再三にわたって申し上げておりますとおり、貴職の行為は、10 月 11 日付けの私からの公開質問状のほか、これまでの反論書で指摘しましたとおり、誹謗中傷のヘイトまがいのスピーチを、県の施設で勝手に行ったものであり、到底許されるものではありません。県の施設で、何らの許可なく勝手に行われた貴職の行為は、何度も申し上げておりますが、県条例等に明白に違反する行為であり、許されるものではありません。

社会人には、守らなければならない社会のルールというものが自ずからあります。そのルールを踏みにじっている貴職には、引き続き猛省を促すとともに、強く謝罪を要求します。